第二条　一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条の四第二項中「、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五を乗じて得た額」を「百分の百三十」に、「六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五を乗じて得た額」を「百分の百十」に、「六月に支給する場合には百分の六十二・五、十二月に支給する場合には百分の七十七・五」を「百分の七十」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の七十」とあるのは「百分の三十七・五」とする。

第十九条の七第二項第一号イ中「、六月に支給する場合には百分の九十」を「百分の九十二・五」に、「百分の百十」、十二月に支給する場合には百分の九十五（特定管理職員にあつては、百分の百十五」を「百分の百十二・五」に改め、同号ロ中「、六月に支給する場合には百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百」を「百分の九十七・五」に改め、同項第二号イ中「、六月に支給する場合には百分の四十二・五」を「百分の四十五」に、「百分の五十二・五」、十二月に支給する場合には百分の四十七・五（特定管理職員にあつては、百分の五十七・五」を「百分の五十五」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

第三条　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	396,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第六条第二項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	330,000
2	366,000
3	394,000

第六条第五項中「の定める」を「で定める」に改める。

第七条第二項中「、六月に支給する場合には」を削り、「、十二月に支給する場合には」を「」とあるのは「百分の百六十五」と、「」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十」に改める。

第四条　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十五」と、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十七・五」に改める。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正）

第五条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第七条第四項中「の定める」を「で定める」に改める。

第八条第二項中「、六月に支給する場合には」を削り、「、十二月に支給する場合には」を「」とあるのは「百分の百六十五」と、「」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十」に改める。

第六条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十五」と、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十七・五」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（附則第三条において「改正後の給与法」という。）の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（附則第三条において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（次条及び附則第三条において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

（特定任期付職員に係る最高の号俸を超える俸給月額の切替え）

第二条　平成三十年四月一日（以下この条において「切替日」という。）の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額及び一般職の職員の給与に関する法律別表第十一に規定する指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

（給与の内払）

第三条　改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律又は第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉